

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成23年11月28日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
大阪府久門紙器工業株式会社におけるボイラー装置の更新による温室効果ガス削減事業			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	株式会社トーマツ審査評価機構		
担当部署名	CO2 チーム		
責任者名	多田 久仁雄		
責任者 E-mail	Kunio.tada@tohatsu.co.jp		
責任者電話番号	03-4334-8143		
審査員名 ¹	審査担当者:石外 力(リーダー)、大谷 裕一(メンバー) テクニカルレビュー担当者:林 利夫 プロセスレビュー担当者:稲永 弘 外部専門家:なし		
機関要件への合致	当社は、我が国における国際認定フォーラムメンバーである財団法人日本適合性認定協会(JAB)において、平成22年12月15日付けで、ISO14064-2に対応するISO14065認定申請が受理された。		
妥当性確認報告書発行日	平成23年11月28日		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性・検証ガイドライン Ver. 2.0		
妥当性確認期間	平成23年10月20日～平成23年11月25日		
現地審査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	2011年11月15日
	審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録や文書の閲覧 ・ プロジェクト実施状況の実査 ・ プロジェクト事業者等への質問 	
プロジェクト情報(A・B)	プロジェクト計画書、証拠書類等を確認し、現地にて事業者及び他の関係者にインタビューを行った。現地審査の指摘により適宜修正が行われた。修正後のプロジェクト計画書に記載された参加者情報及びプロジェクト活動の		

	<p>概要は、重要な点において、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 Ver. 3.3(以下、実施規則という)及びオフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論(以下、方法論という) SS-E011 Ver. 1.3 に準拠して作成されていることを確認した。</p>
適格性要件(C)	<p>プロジェクト計画書、証拠書類等を確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、修正後のプロジェクト計画書における適格性基準の記載は、方法論の適格性基準と対応しており、参照資料と一致していることを確認した。</p>
排出量・吸収量算定(I・II)	<p>モニタリング計画書、証拠書類等を確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当プロジェクトの排出量の算定で考慮する温室効果ガス排出活動及び算定式は、重要な点において、方法論及びモニタリング方法ガイドライン Ver. 3.0(以下、モニタリング方法ガイドラインという)に準拠して設定されていることを確認した。</p>
モニタリング計画(III～VI)	<p>モニタリング計画書、証拠書類等を確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、修正後のモニタリング計画は、重要な点において、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠して作成されていることを確認した。</p>
その他(D)	<p>プロジェクト計画書、証拠書類等を確認し、関係者に現地でインタビューを行った。適宜修正が行われ、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況を確認した結果、当プロジェクトのプロジェクト計画書におけるその他事項は、重要な点において、実施規則及び方法論に準拠して作成されていることを確認した。</p>
機関の見解(サマリー・結論)	<p>1. 妥当性確認の目的及び対象 株式会社トーマツ審査評価機構(以下「当社」という。)は、環境省のオフセット・クレジット制度(以下、「J-VER 制度」という。)に基づき久門紙器工業株式会社(以下、「事業者」という。)が作成した温室効果ガス排出削減計画書及びプロジェクト計画書別紙モニタリング計画書(以下、「プロジェクト計画書」という。)について妥当性確認を行った。J-VER 制度実施規則、オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論及びモニタリング方法ガイドライン(以下、「J-VER 実施規則等」という。)に従ってプロジェクト計画書を作成する責任は事業者にあり、当社の責任は、独立の立場からプロジェクト計画書に対する結論を表明することにある。</p> <p>2. 実施した妥当性確認手続の概要 当社は、J-VER 制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.0(以下、「妥当性確認・検証ガイドライン」という。)及び国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して妥当性確認を実施した。妥当性確認・検証ガイドラインは、プロジェクト計画書に記載された内容が J-VER 実施規則等に準拠して作成されているかどうかについて確認することを求めており、当社は、当該確認のための合理的な基礎を得るために、妥当性確認・検証ガイドラインが定め</p>

	<p>る手続及び当社が必要と認めた手続を実施した。妥当性確認は、プロジェクト計画書の作成に係る保証業務リスクの評価、方法論の適用方法及びその基礎となる情報の評価、プロジェクト計画書の記載の検討を含んでいる。当社は、妥当性確認の結果として結論を表明するための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>3. 結論</p> <p>当社は、プロジェクト計画書が、すべての重要な点において、J-VER 実施規則等に従って作成されているものと認める。</p> <p>本報告書の利用範囲</p> <p>本報告書は、J-VER 制度において環境省オフセット・クレジット認証運営委員会（以下、「認証運営委員会」という。）の利用に供することを目的に作成されたものであり、妥当性確認機関から認証運営委員会に提出されるものである。したがって、本報告書が、当該目的以外の目的で使用された場合ならびに認証運営委員会および事業者以外の者により使用された場合、当社の帰責性の有無を問わず、当社は本報告書に関し一切の責任を負わない。</p>
パブリックコメントの概要	
<p>パブリックコメントの募集期間 平成23年11月1日から平成23年11月14日</p> <p>コメント パブリックコメントはなかった。</p> <p>妥当性確認機関の見解 パブリックコメントに基づくプロジェクト計画書の修正点はなし。</p>	

¹ 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。